

令和 6 年

奈良市議会 9 月定例会  
提出議案

奈良市



## 目 次

奈良市報告第 37 号	令和 5 年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率 の報告について……………	1
〳 第 38 号	令和 5 年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比 率の報告について……………	2
〳 第 39 号	令和 5 年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定につい て……………	(別冊)
〳 第 40 号	令和 5 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
〳 第 41 号	令和 5 年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	(別冊)
〳 第 42 号	令和 5 年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〳 第 43 号	令和 5 年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	(別冊)
〳 第 44 号	令和 5 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〳 第 45 号	令和 5 年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	(別冊)
〳 第 46 号	令和 5 年度奈良市病院事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〳 第 47 号	令和 5 年度奈良市水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〳 第 48 号	令和 5 年度奈良市下水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〳 第 49 号	奈良市第 5 次総合計画の実施状況（令和 5 年度）の報 告について……………	3
〳 第 50 号	市長専決処分の報告について……………	4
〳 第 51 号	市長専決処分の報告について……………	12
〳 第 52 号	市長専決処分の報告について……………	16
〳 第 53 号	市長専決処分の報告について……………	18
〳 第 54 号	市長専決処分の報告について……………	20

奈良市報告第 55 号	市長専決処分の報告について……………	22
〳 第 56 号	市長専決処分の報告について……………	24
〳 第 57 号	市長専決処分の報告について……………	26
〳 第 58 号	市長専決処分の報告について……………	28
〳 第 59 号	市長専決処分の報告について……………	30
〳 第 60 号	市長専決処分の報告について……………	32
〳 第 61 号	市長専決処分の報告について……………	34
〳 第 62 号	市長専決処分の報告について……………	36
〳 第 63 号	市長専決処分の報告について……………	38
奈良市議案第 70 号	令和 6 年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）……………	40
〳 第 71 号	令和 6 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	44
〳 第 72 号	令和 6 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	46
〳 第 73 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて……………	80
〳 第 74 号	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正につ いて……………	92
〳 第 75 号	奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の 一部改正について……………	95
〳 第 76 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	96
〳 第 77 号	奈良市 <sup>おんじょう</sup> 音声館条例の一部改正について……………	98
〳 第 78 号	奈良市体育施設条例の一部改正について……………	99
〳 第 79 号	奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部改正につ いて……………	100
〳 第 80 号	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に ついて……………	101
〳 第 81 号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	103
〳 第 82 号	令和 5 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について……………	104
〳 第 83 号	財産の取得について……………	105

奈良市議案第 84 号	財産の取得について……………	106
〳 第 85 号	財産の取得について……………	107
〳 第 86 号	財産の取得について……………	108
〳 第 87 号	財産の取得について……………	109
〳 第 88 号	委託契約の締結について……………	110
〳 第 89 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	116
〳 第 90 号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	117
奈良市諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	118
〳 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	120
〳 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	122



## 令和5年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

比率名	令和5年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	9.8	25.0
将来負担比率	81.7	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

## 令和5年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

会計の名称		令和5年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	

### 備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載している。



## 奈良市第5次総合計画の実施状況（令和5年度）の報告について

奈良市第5次総合計画の実施状況（令和5年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市第5次総合計画実施状況（令和5年度）（別冊）

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年8月2日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

## 令和6年度奈良市一般会計 補正予算（第2号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,010,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,222,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		35,995,578 <sup>千円</sup>	1,010,000 <sup>千円</sup>	37,005,578 <sup>千円</sup>
	4. 国庫交付金	9,808,373	1,010,000	10,818,373
歳入合計		163,212,673	1,010,000	164,222,673

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		74,739,975 <sup>千円</sup>	1,010,000 <sup>千円</sup>	75,749,975 <sup>千円</sup>
	1. 社会福祉費	35,740,075	1,010,000	36,750,075
歳出合計		163,212,673	1,010,000	164,222,673

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位：千円)

( 歳 入 )	款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		35,995,578	1,010,000	37,005,578
	歳 入 合 計	163,212,673	1,010,000	164,222,673

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
3 民生費	74,739,975	1,010,000	75,749,975	1,010,000		—
歳 出 合 計	163,212,673	1,010,000	164,222,673	1,010,000		—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	3,384,893	1,010,000	4,394,893	1 一般管理費国庫交付金	1,010,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
計	9,808,373	1,010,000	10,818,373				

第16款 国庫支出金



3. 歳出  
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	3,599,336	1,010,000	4,609,336	特定財源 1,010,000 (内訳) 国庫支出金 1,010,000	18 負担金補助及び交付金	1,010,000	低所得者支援・定額減税補足給付金事業経費
計	35,740,075	1,010,000	36,750,075	特定財源 1,010,000 一般財源 0			

第3款 民生費

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 コミュニティ住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年7月18日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 コミュニティ住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

## コミュニティ住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

本市は、コミュニティ住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

### 1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

### 2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) コミュニティ住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市コミュニティ住宅条例第6条で準用する奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	家賃滞納

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年7月5日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年11月3日午後6時40分頃、奈良市樽井町地内において発生した、市道を歩いていた相手方が植樹柵の段差により転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 99,720円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年7月5日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年3月22日午後3時40分頃、奈良市東寺林町地内において発生した、市道を歩いていた相手方が穴ぼこにより転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 26,950円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年7月11日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年4月9日午前8時25分頃、奈良市奈良阪町地内において発生した、本市の公用車が相手方所有の小屋に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 284,130円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年7月11日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年4月25日午前10時頃、奈良市西九条町三丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 526,300円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年7月18日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年12月7日午後6時45分頃、奈良市杉ヶ町地内において発生した、市道上の段差により、自転車で走行していた相手方が転倒し負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 374,522円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年7月23日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年5月24日午後3時20分頃、奈良市芝辻町二丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 57,750円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年7月28日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年4月26日午後1時30分頃、奈良市三碓一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 397,000円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年7月28日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年4月26日午後1時30分頃、奈良市三碓一丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の外構フェンスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 65,780円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年8月1日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年3月27日午前11時55分頃、奈良市押熊町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に追突した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 946,000円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年8月1日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年3月27日午前11時55分頃、奈良市押熊町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に追突し、同乗していた相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 66,740円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年8月1日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年3月27日午前11時55分頃、奈良市押熊町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に追突し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 36,260円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年7月8日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 損害賠償の額の決定について

令和3年10月1日付けで本市教育委員会職員に対して分限免職処分を行ったが、その後、地方公務員災害補償基金において在職中の公務災害が認められ、分限免職を取り消したことに伴い、遡及して給与を支払うことについて、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 589,294円

## 令和6年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,029,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,251,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		37,005,578 <sup>千円</sup>	151,494 <sup>千円</sup>	37,157,072 <sup>千円</sup>
	2. 国庫補助金	4,152,071	3,050	4,155,121
	4. 国庫交付金	10,818,373	148,444	10,966,817
21. 繰越金		51,966	1,634,914	1,686,880
	1. 繰越金	51,966	1,634,914	1,686,880
23. 市債		15,572,800	242,700	15,815,500
	1. 市債	15,572,800	242,700	15,815,500
歳入合計		164,222,673	2,029,108	166,251,781

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		18,921,908 <sup>千円</sup>	58,200 <sup>千円</sup>	18,980,108 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	12,771,914	48,400	12,820,314
	2. 企画費	3,289,133	9,800	3,298,933
3. 民生費		75,749,975	1,590,020	77,339,995
	1. 社会福祉費	36,750,075	550,541	37,300,616
	2. 児童福祉費	25,597,618	825,835	26,423,453
	3. 生活保護費	13,150,470	213,644	13,364,114

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		14,055,835 <sup>千円</sup>	305,850 <sup>千円</sup>	14,361,685 <sup>千円</sup>
	1. 保健衛生費	4,972,816	210,476	5,183,292
	2. 保健所費	823,750	55,374	879,124
	3. 清掃費	8,009,183	40,000	8,049,183
8. 観光費		1,019,095	29,000	1,048,095
	1. 観光費	1,019,095	29,000	1,048,095
9. 土木費		13,036,881	40,000	13,076,881
	4. 都市計画費	4,786,855	40,000	4,826,855
10. 消防費		5,533,724	4,038	5,537,762
	1. 消防費	5,533,724	4,038	5,537,762
11. 教育費		14,118,712	2,000	14,120,712
	2. 小学校費	2,340,810	2,000	2,342,810
歳出合計		164,222,673	2,029,108	166,251,781

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事	項	期 間	限 度 額
社会的養護自立支援拠点事業委託		令和6年度から 令和9年度まで	55,800 <sup>千円</sup>
産業用地開発促進奨励金		令和6年度から 令和11年度まで	8,000



2. 変更分

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
高の原橋長寿命化 修繕工事委託	令和6年度から 令和7年度まで	200,000 <sup>千円</sup>	令和6年度から 令和8年度まで	280,000 <sup>千円</sup>

3. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
社会的養護自立支援事業委託	令和6年度から 令和9年度まで	26,100 <sup>千円</sup>

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	706,100 <sup>千円</sup>	749,500 <sup>千円</sup>
文化振興施設整備事業	129,100	138,900
スポーツ施設整備事業	736,600	741,600
福祉施設整備事業	391,500	504,000
清掃施設整備事業	2,379,100	2,419,100
観光施設整備事業	77,600	91,600
都市計画事業	1,661,000	1,679,000
計	15,572,800	15,815,500

## 令和6年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,873,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 越 金		千円 —	千円 13,617	千円 13,617
	1. 繰 越 金	—	13,617	13,617
歳 入 合 計		35,860,000	13,617	35,873,617

(註) 「第6款 諸収入」を「第7款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		千円 29,242	千円 13,617	千円 42,859
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	29,242	13,617	42,859
歳 出 合 計		35,860,000	13,617	35,873,617

## 令和6年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ318,735千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,918,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 越 金		千円 —	千円 318,735	千円 318,735
	1. 繰 越 金	—	318,735	318,735
歳 入 合 計		36,600,000	318,735	36,918,735

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸 支 出 金		千円 145,688	千円 318,735	千円 464,423
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,200	318,735	329,935
歳 出 合 計		36,600,000	318,735	36,918,735

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	37,005,578	151,494	37,157,072
21 繰越金	51,966	1,634,914	1,686,880
23 市債	15,572,800	242,700	15,815,500
歳 入 合 計	164,222,673	2,029,108	166,251,781

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	18,921,908	58,200	18,980,108		58,200	—	
3 民生費	75,749,975	1,590,020	77,339,995	129,494	112,500	1,348,026	
4 衛生費	14,055,835	305,850	14,361,685		40,000	265,850	
8 観光費	1,019,095	29,000	1,048,095		14,000	15,000	
9 土木費	13,036,881	40,000	13,076,881	22,000	18,000	—	
10 消防費	5,533,724	4,038	5,537,762			4,038	
11 教育費	14,118,712	2,000	14,120,712			2,000	
歳 出 合 計	164,222,673	2,029,108	166,251,781	151,494	242,700	1,634,914	
					一般財源内訳	繰越金	1,634,914

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,362,209	3,050	1,365,259	2 障害者福祉費 補助金	3,050	障害者総合支援事業費補助金
計	4,152,071	3,050	4,155,121			

第16款 国庫支出金



第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生費国庫交付金	4,529,804	126,444	4,656,248	4 高齢者福祉施設整備事業費交付金	67,069	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
				10 児童福祉施設整備事業費交付金	59,375	
6 土木費国庫交付金	1,381,590	22,000	1,403,590	7 街路事業費交付金	22,000	社会資本整備総合交付金
計	10,818,373	148,444	10,966,817			

第16款 国庫支出金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	51,966	1,634,914	1,686,880	1 繰越金	1,634,914	歳計剰余繰越金	
計	51,966	1,634,914	1,686,880				

第21款 繰越金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
				区分	金額			
1 総務債	1,571,800	58,200	1,630,000	1 庁舎等施設整備事業債	43,400	庁舎等施設整備事業債		
				2 文化振興施設整備事業債	9,800			文化振興施設整備事業債
				3 スポーツ施設整備事業債	5,000			スポーツ施設整備事業債
2 民生債	391,500	112,500	504,000	1 福祉施設整備事業債	112,500	高齢者福祉施設整備事業債 児童福祉施設整備事業債	21,900 90,600	
3 衛生債	2,681,600	40,000	2,721,600	2 清掃施設整備事業債	40,000	ごみ処理施設整備事業債		
6 観光債	77,600	14,000	91,600	1 観光施設整備事業債	14,000	観光施設整備事業債		
7 土木債	5,195,200	18,000	5,213,200	3 都市計画事業債	18,000	街路事業債		
計	15,572,800	242,700	15,815,500					

第23款 市債

3. 歳出  
第2款 総務費

第1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
18 庁舎等施設整備事業費	689,560	43,400	732,960	特定財源 (内訳) 市債	10 需用費	89	防災対策施設整備事業
					12 委託料	7,623	
					14 工事請負費	34,800	
					17 備品購入費	888	
19 スポーツ施設整備事業費	766,919	5,000	771,919	特定財源 (内訳) 市債	12 委託料	5,000	中央第二体育館改修事業 中央第二武道場改修事業
計	12,771,914	48,400	12,820,314	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

(単位：千円)

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 文化振興施設 整備事業費	129,140	9,800	138,940	9,800 特定財源 (内訳) 市債 9,800	14 工事請負費	9,800	文化振興施設整備事業
計	3,289,133	9,800	3,298,933	9,800 特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	4,609,336	410,970	5,020,306	410,970 一般財源	22 償還金利子及び割引料	410,970	社会福祉事務経費
3 障害者福祉費	16,340,683	50,560	16,391,243	3,050 特定財源 (内訳) 国庫支出金 3,050 一般財源 47,510	12 委託料	6,100	心身障害者福祉事務経費 相談支援事業経費 6,100 44,460
					18 負担金補助及び交付金	44,460	
10 高齢者福祉施設整備事業費	81,881	89,011	170,892	88,969 特定財源 (内訳) 国庫支出金 67,069 市債 21,900 一般財源 42	18 負担金補助及び交付金	89,011	老人福祉施設等整備費補助事業
計	36,750,075	550,541	37,300,616	92,019 特定財源 458,522 一般財源			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 児童福祉総務費	2,753,693	675,835	3,429,528	一般財源 675,835	1 報酬	60	児童福祉事務経費 地域子育て支援拠点事業経費 200	
					8 旅費	12		
					10 需用費	28		
					11 役務費	100		
					22 償還金利子及び割引料	675,635		
9 児童福祉施設整備事業費	349,485	150,000	499,485	特定財源 (内訳) 国庫支出金 59,375 市債 90,600 一般財源 25	12 委託料	150,000	児童福祉施設整備事業	
計	25,597,618	825,835	26,423,453	特定財源 一般財源 675,860				

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	553,470	213,644	767,114	一般財源 213,644	22 償還金利子及び副引料	213,644	生活保護運営対策事業経費
計	13,150,470	213,644	13,364,114	特定財源 0 一般財源 213,644			

第3款 民生費



第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	575,341	210,476	785,817	一般財源 210,476	22 償還金利子及び副引料	210,476	保健衛生事務経費
計	4,972,816	210,476	5,183,292	特定財源 0 一般財源 210,476			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	530,211	55,374	585,585	一般財源 55,374	22 償還金利子及 び割引料	55,374	保健所事務経費 45,546 衛生検査経費 9,828
計	823,750	55,374	879,124	特定財源 0 一般財源 55,374			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 清掃施設整備 事業費	2,375,905	40,000	2,415,905	40,000 特定財源 (内訳) 市債 40,000	17 備品購入費	40,000	清掃施設整備事業
計	8,009,183	40,000	8,049,183	40,000 特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光振興費	730,402	15,000	745,402	15,000	12 委託料	15,000	観光客誘致対策経費
3 観光施設整備 事業費	84,200	14,000	98,200	14,000 (内訳) 市債 14,000	14 工事請負費	14,000	観光施設整備事業
計	1,019,095	29,000	1,048,095	特定財源 14,000 一般財源 15,000			

第8款 観光費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
4 街路事業費	1,292,053	40,000	1,332,053	特定財源 (内訳) 国庫支出金 市債	1 報酬	93	西大寺東線街路整備社会資本交付金事業					
					4 共済費	2						
					8 旅費	16						
					10 需用費	94						
					11 役務費	2						
					12 委託料	2,138						
					13 使用料及び賃借料	385						
					21 補償補填及び賠償金	37,270						
					計	4,786,855		40,000	4,826,855	特定財源 一般財源		

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,790,117	4,038	3,794,155	一般財源 4,038	22 償還金利子及 び割引料	4,038	常備消防事務経費
計	5,533,724	4,038	5,537,762	特定財源 0 一般財源 4,038			

第10款 消防費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 小学校施設管理費	260,349	2,000	262,349	一般財源 2,000	12 委託料	2,000	施設保守管理経費
計	2,340,810	2,000	2,342,810	特定財源 0 一般財源 2,000			

第11款 教育費

#### 4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	277 [2,222]	2,772,653	681,052	700,050	4,153,755	641,488	4,795,243
補正前	277 [2,221]	2,772,560	681,052	700,050	4,153,662	641,486	4,795,148
比較	[1]	93			93	2	95

(単位 千円)

[ ]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	職員手当の内訳	30,459	16,832	2,848	344,468	297,443
比較	30,459	16,832	2,848	344,468	297,443	8,000



(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報 酬	93	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	93	

上記以外の特勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額 千円	人 員	予 算 額 千円
民 生 費	プロポーザル審査会委員	17	400	20	460
	合 計	2,819	134,607	2,822	134,667

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	財 源			一 般 財 源	
							国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
社 会 的 養 護 自 立 支 援 拠 点 事 業 委 託	55,800			令 和 6 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	55,800	27,900					27,900
産 業 用 地 開 発 促 進 奨 励 金	8,000			令 和 6 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	8,000						8,000



(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査書

( 単位 千円 )

区 分	補 正		前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	正	
					当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額
1. 普 通 債	12,886,100	99,430,976	13,128,800	99,673,676		
(1) 土 木	5,172,400	32,328,313	5,190,400	32,346,313		
(2) 教 育	3,754,500	28,613,212	3,769,300	28,628,012		
(4) そ の 他	3,936,400	37,168,130	4,146,300	37,378,030		
合 計	15,572,800	179,318,847	15,815,500	179,561,547		

2. 国民健康保険特別会計  
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰越金	-	13,617	13,617
歳 入 合 計	35,860,000	13,617	35,873,617

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
7 諸支出金	29,242	13,617	42,859			13,617
歳 出 合 計	35,860,000	13,617	35,873,617			13,617
				一般財源内訳	繰越金	13,617

2. 歳入

第6款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	13,617	13,617	1 繰越金	13,617	歳計剰余繰越金	
計	—	13,617	13,617				

国民健康保険特別会計



3. 歳出  
第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	13,617	13,617	一般財源 13,617	22 償還金利子及 び割引料	13,617	国民健康保険償還金
計	29,242	13,617	42,859	特定財源 0 一般財源 13,617			

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計  
 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	-	318,735	318,735
歳 入 合 計	36,600,000	318,735	36,918,735

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
5 諸支出金	145,688	318,735	464,423			318,735
歳 出 合 計	36,600,000	318,735	36,918,735			318,735
				一般財源内訳	繰越金	318,735

2. 歳入

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	318,735	318,735	1 繰越金	318,735	歳計剰余繰越金	
計	—	318,735	318,735				

介護保険特別会計

3. 歳出  
第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	318,735	318,735	一般財源 318,735	22 償還金利子及 び割引料	318,735	償還金経費
計	11,200	318,735	329,935	特定財源 0 一般財源 318,735			

介護保険特別会計

## 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「7級」を「6級」に改める。

第12条ただし書中「が9級以上」を「が8級」に、「給料表9級以上職員」を「給料表8級職員」に改める。

第13条第1項中「が8級」を「が7級」に、「給料表8級職員」を「給料表7級職員」に改める。

第14条第1項中「給料表9級以上職員」を「給料表8級職員」に改める。

第15条第1項中「給料表9級以上職員」を「給料表8級職員」に改め、同条第2項第2号及び第3号中「給料表9級以上職員」を「給料表8級職員」に改め、同項第4号中「給料表8級職員」を「給料表7級職員」に、「給料表9級以上職員」を「給料表8級職員」に改め、同項第5号中「給料表9級以上職員」を「給料表8級職員」に改め、同項第6号中「給料表8級職員」を「給料表7級職員」に、「給料表9級以上職員」を「給料表8級職員」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	365,500	410,300	459,900

2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	368,100	412,700	463,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	370,500	415,200	466,000
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	372,900	417,600	469,000
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	374,800	419,500	472,000
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	377,300	421,600	475,000
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	379,600	423,700	478,000
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	382,100	425,900	481,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	387,100	429,900	486,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	417,600	455,900	515,600

26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	441,900		



定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	

74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		

98	297,100	345,100				
99	297,500	345,500				
100	297,900	345,800				
101	298,100	346,100				
102	298,400	346,500				
103	298,800	346,900				
104	299,100	347,300				
105	299,300	347,800				
106	299,600	348,200				
107	300,000	348,600				
108	300,300	349,000				
109	300,500	349,500				
110	300,900	349,900				
111	301,300	350,200				
112	301,600	350,500				
113	301,800	351,000				
114	302,000					
115	302,300					
116	302,700					
117	302,900					
118	303,100					
119	303,400					
120	303,700					
121	304,100					

	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	358,000	391,200	442,400

別表第2の6級の項を削り、同表7級の項中「7級」を「6級」に改め、「相当の経験を有する」を削り、同表8級の項中「8級」を「7級」に改め、同表9級の項中「9級」を「8級」に改め、同表10級の項を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### (特定の職務の級の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

##### (号給の切替え)

3 切替日の前日において奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

##### (切替日前の異動者の号給の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

##### (職員が受けていた号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例及びこれに基づく市長が定める規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

7 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項各号を次のように改める。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 32,500円
- (5) 第5号区分 27,100円
- (6) 第6号区分 21,700円
- (7) 第7号区分 零

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	5 級
6 級	6 級
7 級	
8 級	7 級
9 級	8 級
10 級	

附則別表第2 職員の号給の切替表（附則第3項関係）

旧 級 旧号給	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1
2	1	2	2	2	2
3	1	3	3	3	3
4	1	4	4	4	4
5	1	5	5	5	5
6	1	6	6	6	6
7	1	7	7	7	7
8	1	8	8	8	8
9	1	9	9	9	9
10	1	10	10	10	10
11	1	11	11	11	11
12	1	12	12	12	12
13	1	13	13	13	13
14	2	14	14	14	14
15	3	15	15	15	15
16	4	16	16	16	16
17	5	17	17	17	17
18	6	18	18	18	18
19	7	19	19	19	19
20	8	20	20	20	20
21	9	21	21	21	21
22	10	22	22	22	
23	11	23	23	23	
24	12	24	24	24	
25	13	25	25	25	

2 6	1 4	2 6	2 6	2 6	
2 7	1 5	2 7	2 7	2 7	
2 8	1 6	2 8	2 8	2 8	
2 9	1 7	2 9	2 9	2 9	
3 0	1 8	3 0	3 0	3 0	
3 1	1 9	3 1	3 1	3 1	
3 2	2 0	3 2	3 2	3 2	
3 3	2 1	3 3	3 3	3 3	
3 4	2 1	3 4	3 4	3 4	
3 5	2 2	3 5	3 5	3 5	
3 6	2 2	3 6	3 6	3 6	
3 7	2 3	3 7	3 7	3 7	
3 8	2 3	3 8	3 8	3 8	
3 9	2 4	3 9	3 9	3 9	
4 0	2 4	4 0	4 0	4 0	
4 1	2 5	4 1	4 1	4 1	
4 2	2 5	4 2	4 2		
4 3	2 6	4 3	4 3		
4 4	2 6	4 4	4 4		
4 5	2 7	4 5	4 5		
4 6	2 7	4 6			
4 7	2 8	4 7			
4 8	2 8	4 8			
4 9	2 9	4 9			
5 0	2 9	5 0			
5 1	2 9	5 1			
5 2	2 9	5 2			

5 3	3 0	5 3			
5 4	3 0	5 4			
5 5	3 0	5 5			
5 6	3 0	5 6			
5 7	3 1	5 7			
5 8	3 1	5 8			
5 9	3 1	5 9			
6 0	3 1	6 0			
6 1	3 1	6 1			
6 2	3 1				
6 3	3 1				
6 4	3 1				
6 5	3 1				
6 6	3 1				
6 7	3 1				
6 8	3 1				
6 9	3 1				
7 0	3 1				
7 1	3 1				
7 2	3 1				
7 3	3 1				
7 4	3 1				
7 5	3 1				
7 6	3 1				
7 7	3 1				
7 8	3 2				
7 9	3 2				



8 0	3 2				
8 1	3 2				
8 2	3 2				
8 3	3 2				
8 4	3 2				
8 5	3 3				

(提案理由)

現行の一般職の職員の給与制度において、課長級及び部長級の職務の級が、職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて複数の級に分類され不明確となっていることから、これを解消するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「の改定」の次に「（以下「給料月額7割改定」という。）」を加える。

附則第24項中「第22項」を「第25項」に改め、同項を附則第27項とする。

附則第23項の前の見出しを削り、同項を附則第26項とし、同項の前に見出しとして「（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）」を付する。

附則第22項の次に次の3項を加える。

23 当分の間、給料月額7割改定が行われた後に退職した者について、その者の基礎在職期間中に、奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）附則第5項の規定による特定の職務の級の切替えによつて生じた給料月額の改定によつて特定減額前給料月額（給料月額7割改定が行われた日の前日にその者が受けていた給料月額（以下「7割減額前給料月額」という。）より額の多いものに限る。以下同じ。）が生じた場合におけるその者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が給料月額7割改定が行われた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割減額前給料月額を基礎として、7割減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の7割減額前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる額の7割減額前給料月額に対する割合

24 前項の規定にかかわらず、第5条の3に規定する者について、第5条から第5条の3までの規定により計算した退職手当の基本額が同項の規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、その多い方の額をその者の退職手当の基本額とする。

25 附則第23項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合（同項第2号イ及び第3号イに掲げる割合を合計した割合をいう。）の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に附則第23項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割減額前給料月額に同項第3号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同項第2号イ及び第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）の規定は、令和6年4月1日か

ら適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の退職手当条例附則第23項から第25項までの規定を適用する場合には、この条例による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例の規定に基づいて支給された退職手当は、改正後の退職手当条例の規定による退職手当の内払とみなす。

(提案理由)

定年延長制度の導入に伴う給料月額削減措置が、退職手当の算定をする際に一部の職員において影響を及ぼすことが判明したことから、職員が不利益な取扱いとならないよう所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例 の一部改正について

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表三笠保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立鳥見幼稚園の項及び奈良市立二名幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編計画に基づき、保育所及び幼稚園の一部を再編するため、関係条例の規定を整備しようとするものである。

## 奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「6箇月」の次に「（急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第26条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第20条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年10月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年9月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）

第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

現行の国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証に係る規定を削るほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市<sup>おんじょう</sup>音声館条例の一部改正について

奈良市<sup>おんじょう</sup>音声館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市<sup>おんじょう</sup>音声館条例の一部を改正する条例

奈良市<sup>おんじょう</sup>音声館条例（平成6年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の継承並びに音楽及び演芸の振興を図り、」を「から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって」に改め、「向上」の次に「及び市の魅力発信」を加える。

第3条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「及び」の次に「発展並びにその他芸術文化の」を加え、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 生活文化の振興に関する事。
- (3) 実演芸術をはじめとした文化に触れる機会の提供及び文化による交流の創出に関する事。

第14条中「次の各号に」を「次に」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定中「次の各号に」を「次に」に改める部分及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

<sup>おんじょう</sup>音声館について、伝統的な芸能のみならず、あらゆる文化活動の振興を促進することで、市の魅力発信に資するよう、所要の規定の整備を行おうとするものである。



## 奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第4補助競技場の項中「3,000」を「4,800」に、「4,000」を「6,400」に、「8,000」を「12,800」に、「1,800」を「14,000」に、「2,400」を「19,000」に、「4,800」を「33,000」に、「150」を「200」に、「200」を「250」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

鴻ノ池陸上競技場補助競技場のグラウンドを天然芝で舗装したことに伴い、使用料の額の改定を行おうとするものである。

## 奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部改正について

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例

奈良市コミュニティスポーツ施設条例（昭和61年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

奈良市右京コミュニティスポーツ会館	奈良市右京四丁目11番地の1
-------------------	----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

旧右京小学校敷地内に、新たに右京コミュニティスポーツ会館を設置することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第4章の次に次の2章を加える。

### 第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、奈良市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員7人以内をもつて組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

### 第6章 雑則

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法上の附属機関として、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する事務を担うため、奈良市災害弔慰金等支給審査委員会を設置しようとするものである。

## 奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号中「第5条の3」を「第5条の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

消防法施行規則の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

令和5年度奈良市水道事業会計  
未処分利益剰余金の処分について

令和5年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金927,624,800円のうち、600,000,000円を減債積立金に、200,000,000円を水道老朽施設更新積立金に積み立て、また100,000,000円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

## 財産の取得について

防災服等整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
防災服一式	防災服上衣、ズボン、ベルト、アポロキャップ	1,470着

2. 契約金額 23,931,600円

3. 契約の相手方 奈良市三条町555番地  
株式会社中村商事  
代表取締役 中村 光士

## 財産の取得について

最終処分地車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
埋立作業用バックホウ	PC200-11	1 台

2. 契約金額 19,800,000円

3. 契約の相手方 奈良県天理市二階堂上ノ庄町265-1  
コマツカスタマーサポート株式会社奈良支店  
支店長 赤坂 幸男



## 財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
消防ポンプ自動車	CD-I型消防ポンプ自動車	1 台

2. 契約金額 45,870,000円

3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタ関西支店  
支店長 谷口 裕和

## 財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型	1 台

2. 契約金額 45,925,000円

3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタ関西支店  
支店長 谷口 裕和

## 財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

	名 称	種 類	数 量
1	救急自動車	災害対応特殊救急自動車	1 台
2	救急自動車	高規格救急自動車	1 台

2. 契約金額 56,760,000円

3. 契約の相手方 奈良市南京終町二丁目269番地  
奈良トヨタ株式会社  
代表取締役 菊池 攻

## 委託契約の締結について

市道登美ヶ丘中町線鶴舞橋耐震補強工事委託について、次のとおり委託契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、委託契約金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 市道登美ヶ丘中町線鶴舞橋耐震補強工事委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 697,545,200円
- 4 契約の相手方 大阪府中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎  
契約担当官  
近畿地方整備局長 長谷川 朋弘

## 市道登美ヶ丘中町線鶴舞橋耐震補強工事委託の概要

1. 委託場所 奈良市鶴舞東町地内他
2. 委託規模 耐震補強工事 橋長  $L = 97.0 \text{ m}$  幅員  $W = 9.6 \text{ m}$
3. 工 期 契約の日から令和8年3月31日まで

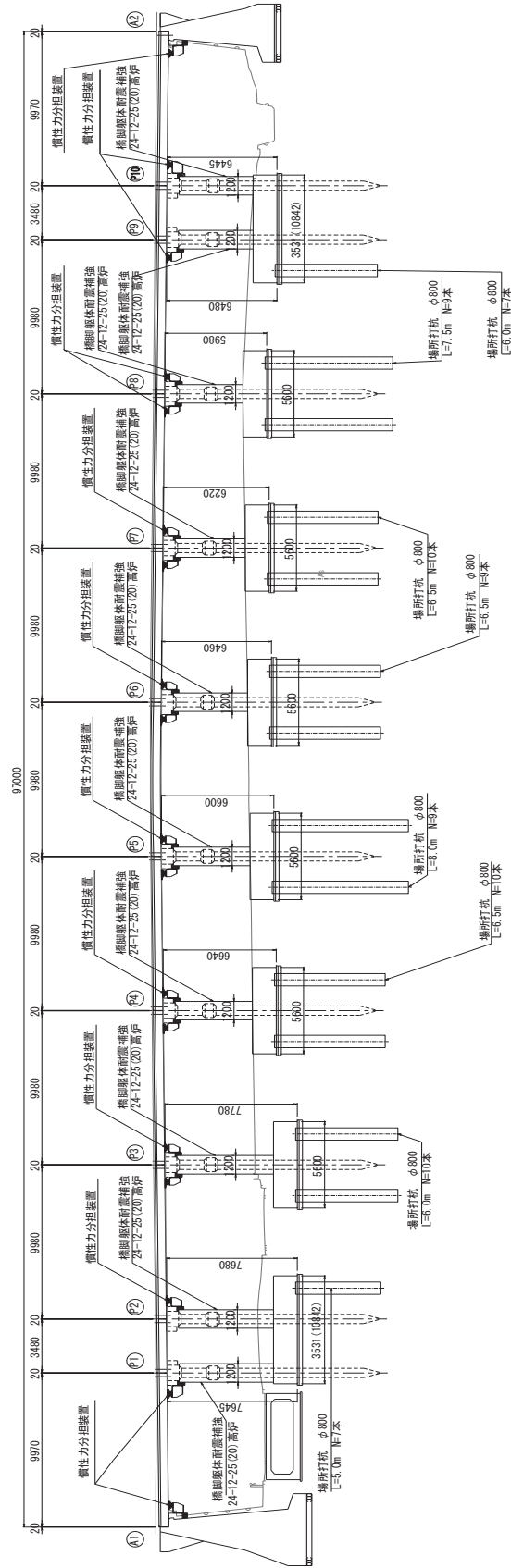
# 位置図





# 鶴舞橋耐震補強工事 一般図

側面図







## 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年4月8日午後0時30分頃、奈良市高畑町地内において発生した、市道の平板舗装の跳ね上がりにより、相手方の普通自動車の後部バンパーが損傷した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 1,340,427円

## 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号）を次のとおり変更したいので、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 

氏 名 石 巻 昌 孝



履 歴 書

氏 名 石 卷 昌 孝

生年月日 ██████████

現住所 ██████████

学 歴

██████████

██████████

██████████

██████████

職 歴

██████████

██████████

██████████

██████████

██████████

██████████

██████████

██████████

██████████

██

██

██████████

██████████

██

██████████

██████████

██████████

██████████

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和6年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 

氏 名 みやもと まきこ  
宮 本 真 樹 子



# 履 歴 書

氏 名 宮 本 眞 樹 子

生年月日 ██████████

現住所 ████████████████████

## 学 歴

██████████	██████████
██████████	██████████

## 職 歴

██████████	██████████
██████████	██
██████████	██████████
██████████	██
██████████	██████████████████
██████████	██████████





履 歴 書

氏 名 小 川 富 士 子

生年月日 ██████████

現住所 ████████████████████

学 歴

██████████ ██████████

職 歴

██████████ ████████████████████  
██████████ ████████████████████  
██████████ ██████  
██████████ ████████████████████





